

第五回 國會 農林委員會 議錄 第二十二号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)

正午開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事坂本 實君 理事松浦 東介君

理事山村新治郎君 理事八百板 正君

理事長谷川四郎君 理事深澤 義守君

理事寺本 齊君 理事三郎君

河野 謙三君 坂田 英一君

田中 彰治君 野原 正勝君

淵 通義君 村上 清治君

藥師神岩太郎君 井上 良二君

大森 玉木君 竹村奈良一君

中垣 國男君 吉川 久衛君

寺崎 覺君

出席政府委員

農林政務次官 苦米地英俊君

農林政務次官 池田宇右衛門君

農林事務官 山根 東明君

食糧管理局長 安孫子藤吉君

畜産局長 安孫子藤吉君

委員外の出席者

專門 員 岩隈 博君

五月十三日

食品配給公團法案(内閣提出第二〇四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

食糧管理法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二〇号)

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。

去る十三日、内閣提出による食品配給公團法案が本委員会に付託となりました。

以上御報告いたします。

それではまず食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條中「其ノ加工品タル食糧ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ含ム」に改める。

第八條の次に次の五條を加える。

第八條ノ二 農林大臣ハ毎月主要食糧ノ配給計画ヲ定メ之ヲ都道府縣知事ニ指示ス

都道府縣知事ハ前項ノ指示ニ從ヒ當該都道府縣ニ於ケル主要食糧ノ配給ニ關スル実施計画ヲ定メ其ノ実施ニ關シ必要ナル事項ヲ食糧配給公團及市町村長ニ指示ス

第八條ノ三 農林大臣ハ主要食糧ヲ自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者(以下消費者ト稱ス)ニ對スル主要食糧ノ配給割當ヲ証明スル購入切符又ハ購入通帳(以下購入券ト稱ス)ヲ發給ス

農林大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ購入券ノ交付ニ關スル事務ヲ他ノ行政官廳又ハ都道府縣知事ニ委任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ農林大臣ガ購入券ヲ交付シ得ル數量ノ最高限度ヲ指示シタルトキハ當該行政官廳又ハ都道府縣知事ハ當該限度ヲ超エテ購入券ヲ交付スベカラズ

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ依リモノノ外消費

費者ニ對シ農林大臣ノ指示ニ從ヒ購入券ヲ發給スルコトヲ得

都道府縣知事ハ第一項又ハ前項ノ購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事務ヲ市町村長ニ委任スルコトヲ得

第二項後段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ農林大臣トアルハ都道府縣知事トス

第八條ノ四 食糧配給公團ハ農林大臣ノ指示及第八條ノ二第一項ノ規定ニ依リ都道府縣知事ノ指示並ニ前條ノ購入券ノ記載スル所ニ從ヒ且當該購入券ヲ引換ニ又ハ當該購入券ニ必要ナル事項ヲ記入シ消費者ニ對シ主要食糧ヲ賣渡スベシ

消費者ハ購入券ノ記載スル所ニ從ヒ且當該購入券ヲ引換ニ又ハ當該購入券ニ必要ナル事項ノ記入ヲ受クルニ非ザレバ食糧配給公團ヨリ主要食糧ヲ買受クルコトヲ得ズ

第二項ノ規定ハ災害ニ因リ已ムヲ得ザル場合其ノ他農林大臣ノ指定スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第八條ノ五 購入券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第八條ノ六 前四條ニ定ムルモノノ外購入券ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條を次のように改める。

第九條 政府ハ主要食糧ノ公正且適正ナル配給ヲ確保シ其ノ他本法ノ目的ヲ達行スル爲メ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ配給、加工、製造、讓渡其ノ他ノ処分、使用、消費、保管及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ發スコトヲ得

政府ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタルトキハ其ノ理由ヲ公表スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタル場合ニ於テ當該命令ノ規定ニ對シ不服アル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ經濟安定本部總裁ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得但シ當該命令ノ規定ニ付直接利害關係ヲ有セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

經濟安定本部總裁前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ五十日以内ニ之ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定本部總裁前項ノ決定ヲ爲セントスルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ當該不服申立人ニ對シ公開ニ依リ聽聞ヲ行フコトヲ要ス

經濟安定本部總裁第四項ノ決定ヲ爲シタルトキハ當該命令ヲ定メタル者及當該不服申立人ニ對シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ニ對シ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトヲ得

都道府縣知事ハ前項ノ例ニ依リ市町村長ニ對シ報告ヲ命ズルコトヲ得

第十六條第一項中「一億三千万円」を「一億八千万円」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める

都道府縣知事ハ第八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ実施計画ノ設定實施其ノ他政令ヲ以テ定ムル事項ニ關シ食糧配給公團ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第三十條ノ七の次に次の二條を加える。

第三十條ノ八 都道府縣知事ハ特に必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ離島又ハ山間僻地ニ付本法ノ規定ニ拘ラズ主要食糧ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ本法ノ規定ニ拘ラズ屑又ハ碎ノ米麥等ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十條ノ九 政府ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ定ムルモノノ外政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ地方公共團體ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十一條中「第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」を「第八條ノ五ノ規定又ハ第九條第一項若ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」に改める。

第三十一條ノ三中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、第一號として次の一號を加える。

一 第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合

第三十二條第一項中第二號を第三號とし、第二號として次の一號を加え、第二項中「前項第二號」を「前項第三號」に改める。

二 第八條ノ四第二項ノ規定ニ違反シタル者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用に關しては、この法律

政府ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタルトキハ其ノ理由ヲ公表スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタル場合ニ於テ當該命令ノ規定ニ對シ不服アル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ經濟安定本部總裁ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得但シ當該命令ノ規定ニ付直接利害關係ヲ有セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

經濟安定本部總裁前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ五十日以内ニ之ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定本部總裁前項ノ決定ヲ爲セントスルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ當該不服申立人ニ對シ公開ニ依リ聽聞ヲ行フコトヲ要ス

經濟安定本部總裁第四項ノ決定ヲ爲シタルトキハ當該命令ヲ定メタル者及當該不服申立人ニ對シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ニ對シ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトヲ得

都道府縣知事ハ前項ノ例ニ依リ市町村長ニ對シ報告ヲ命ズルコトヲ得

第十六條第一項中「一億三千万円」を「一億八千万円」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める

都道府縣知事ハ第八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ実施計画ノ設定實施其ノ他政令ヲ以テ定ムル事項ニ關シ食糧配給公團ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第三十條ノ七の次に次の二條を加える。

第三十條ノ八 都道府縣知事ハ特に必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ離島又ハ山間僻地ニ付本法ノ規定ニ拘ラズ主要食糧ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ本法ノ規定ニ拘ラズ屑又ハ碎ノ米麥等ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十條ノ九 政府ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ定ムルモノノ外政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ地方公共團體ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十一條中「第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」を「第八條ノ五ノ規定又ハ第九條第一項若ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」に改める。

第三十一條ノ三中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、第一號として次の一號を加える。

一 第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合

第三十二條第一項中第二號を第三號とし、第二號として次の一號を加え、第二項中「前項第二號」を「前項第三號」に改める。

二 第八條ノ四第二項ノ規定ニ違反シタル者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用に關しては、この法律

政府ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタルトキハ其ノ理由ヲ公表スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタル場合ニ於テ當該命令ノ規定ニ對シ不服アル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ經濟安定本部總裁ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得但シ當該命令ノ規定ニ付直接利害關係ヲ有セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

經濟安定本部總裁前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ五十日以内ニ之ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定本部總裁前項ノ決定ヲ爲セントスルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ當該不服申立人ニ對シ公開ニ依リ聽聞ヲ行フコトヲ要ス

經濟安定本部總裁第四項ノ決定ヲ爲シタルトキハ當該命令ヲ定メタル者及當該不服申立人ニ對シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ニ對シ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトヲ得

都道府縣知事ハ前項ノ例ニ依リ市町村長ニ對シ報告ヲ命ズルコトヲ得

第十六條第一項中「一億三千万円」を「一億八千万円」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める

都道府縣知事ハ第八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ実施計画ノ設定實施其ノ他政令ヲ以テ定ムル事項ニ關シ食糧配給公團ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第三十條ノ七の次に次の二條を加える。

第三十條ノ八 都道府縣知事ハ特に必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ離島又ハ山間僻地ニ付本法ノ規定ニ拘ラズ主要食糧ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ本法ノ規定ニ拘ラズ屑又ハ碎ノ米麥等ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十條ノ九 政府ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ定ムルモノノ外政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ地方公共團體ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十一條中「第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」を「第八條ノ五ノ規定又ハ第九條第一項若ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」に改める。

第三十一條ノ三中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、第一號として次の一號を加える。

一 第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合

第三十二條第一項中第二號を第三號とし、第二號として次の一號を加え、第二項中「前項第二號」を「前項第三號」に改める。

二 第八條ノ四第二項ノ規定ニ違反シタル者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用に關しては、この法律

政府ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタルトキハ其ノ理由ヲ公表スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタル場合ニ於テ當該命令ノ規定ニ對シ不服アル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ經濟安定本部總裁ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得但シ當該命令ノ規定ニ付直接利害關係ヲ有セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

經濟安定本部總裁前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ五十日以内ニ之ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定本部總裁前項ノ決定ヲ爲セントスルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ當該不服申立人ニ對シ公開ニ依リ聽聞ヲ行フコトヲ要ス

經濟安定本部總裁第四項ノ決定ヲ爲シタルトキハ當該命令ヲ定メタル者及當該不服申立人ニ對シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ニ對シ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトヲ得

都道府縣知事ハ前項ノ例ニ依リ市町村長ニ對シ報告ヲ命ズルコトヲ得

第十六條第一項中「一億三千万円」を「一億八千万円」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める

都道府縣知事ハ第八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ実施計画ノ設定實施其ノ他政令ヲ以テ定ムル事項ニ關シ食糧配給公團ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第三十條ノ七の次に次の二條を加える。

第三十條ノ八 都道府縣知事ハ特に必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ離島又ハ山間僻地ニ付本法ノ規定ニ拘ラズ主要食糧ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ本法ノ規定ニ拘ラズ屑又ハ碎ノ米麥等ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十條ノ九 政府ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ定ムルモノノ外政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ地方公共團體ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十一條中「第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」を「第八條ノ五ノ規定又ハ第九條第一項若ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」に改める。

第三十一條ノ三中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、第一號として次の一號を加える。

一 第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合

第三十二條第一項中第二號を第三號とし、第二號として次の一號を加え、第二項中「前項第二號」を「前項第三號」に改める。

二 第八條ノ四第二項ノ規定ニ違反シタル者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用に關しては、この法律

政府ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタルトキハ其ノ理由ヲ公表スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタル場合ニ於テ當該命令ノ規定ニ對シ不服アル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ經濟安定本部總裁ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得但シ當該命令ノ規定ニ付直接利害關係ヲ有セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

經濟安定本部總裁前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ五十日以内ニ之ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定本部總裁前項ノ決定ヲ爲セントスルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ當該不服申立人ニ對シ公開ニ依リ聽聞ヲ行フコトヲ要ス

經濟安定本部總裁第四項ノ決定ヲ爲シタルトキハ當該命令ヲ定メタル者及當該不服申立人ニ對シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ニ對シ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトヲ得

都道府縣知事ハ前項ノ例ニ依リ市町村長ニ對シ報告ヲ命ズルコトヲ得

第十六條第一項中「一億三千万円」を「一億八千万円」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める

都道府縣知事ハ第八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ実施計画ノ設定實施其ノ他政令ヲ以テ定ムル事項ニ關シ食糧配給公團ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第三十條ノ七の次に次の二條を加える。

第三十條ノ八 都道府縣知事ハ特に必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ離島又ハ山間僻地ニ付本法ノ規定ニ拘ラズ主要食糧ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ本法ノ規定ニ拘ラズ屑又ハ碎ノ米麥等ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十條ノ九 政府ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ定ムルモノノ外政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ地方公共團體ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十一條中「第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」を「第八條ノ五ノ規定又ハ第九條第一項若ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」に改める。

第三十一條ノ三中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、第一號として次の一號を加える。

一 第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合

第三十二條第一項中第二號を第三號とし、第二號として次の一號を加え、第二項中「前項第二號」を「前項第三號」に改める。

二 第八條ノ四第二項ノ規定ニ違反シタル者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用に關しては、この法律

政府ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタルトキハ其ノ理由ヲ公表スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタル場合ニ於テ當該命令ノ規定ニ對シ不服アル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ經濟安定本部總裁ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得但シ當該命令ノ規定ニ付直接利害關係ヲ有セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

經濟安定本部總裁前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ五十日以内ニ之ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定本部總裁前項ノ決定ヲ爲セントスルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ當該不服申立人ニ對シ公開ニ依リ聽聞ヲ行フコトヲ要ス

經濟安定本部總裁第四項ノ決定ヲ爲シタルトキハ當該命令ヲ定メタル者及當該不服申立人ニ對シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ニ對シ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトヲ得

都道府縣知事ハ前項ノ例ニ依リ市町村長ニ對シ報告ヲ命ズルコトヲ得

第十六條第一項中「一億三千万円」を「一億八千万円」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める

都道府縣知事ハ第八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ実施計画ノ設定實施其ノ他政令ヲ以テ定ムル事項ニ關シ食糧配給公團ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第三十條ノ七の次に次の二條を加える。

第三十條ノ八 都道府縣知事ハ特に必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ離島又ハ山間僻地ニ付本法ノ規定ニ拘ラズ主要食糧ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ本法ノ規定ニ拘ラズ屑又ハ碎ノ米麥等ノ管理ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十條ノ九 政府ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ定ムルモノノ外政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ地方公共團體ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十一條中「第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」を「第八條ノ五ノ規定又ハ第九條第一項若ハ第十條ノ規定ニ依リ命令」に改める。

第三十一條ノ三中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、第一號として次の一號を加える。

一 第八條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタル場合

第三十二條第一項中第二號を第三號とし、第二號として次の一號を加え、第二項中「前項第二號」を「前項第三號」に改める。

二 第八條ノ四第二項ノ規定ニ違反シタル者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用に關しては、この法律

政府ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタルトキハ其ノ理由ヲ公表スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ定メタル場合ニ於テ當該命令ノ規定ニ對シ不服アル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ經濟安定本部總裁ニ其ノ旨ヲ申立ツルコトヲ得但シ當該命令ノ規定ニ付直接利害關係ヲ有セザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

經濟安定本部總裁前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ五十日以内ニ之ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

經濟安定

施行後も、なお従前の例による。

3 改正前の第九條の規定に基く命令は、この法律施行後は、第九條第一項の規定によりなされたものとみなす。但し、改正前の第九條に基く命令によつて発給された購入券は、この法律施行後は、第八條ノ第三項又は第三項の規定によつて発給されたものとみなす。

○池田政府委員 食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正法律案の要点は大体三点あるのですが、その第一点は主要食糧の配給統制の厳正且つ効率的な運営を目的として、主要食糧の配給計画の策定にあつて、中央及び地方の間の齟齬ならしめること、配給計画と一致する配給割当を行ふこと、及び配給割当に即應した配給を実施することを法律をもつて明記せんとするものであります。

御承知の通りわが國の主要食糧につきましては、國內産をもつてみずからをまかなうことができません、その配給量の約四分の一に及ぶものを輸入食糧に仰ぐ状態でありまして、今後とも厳正かつ計画的な配給統制を續けて参らなければならぬものであります。しかしてこのためには何よりもまずその配給統制の機構を確立し、かつこれを適正に運用することが先決條件であります。このうち前者につきましては、御承知の通り現在すでに十分に近い整備がいたされておるのでありますが、後者の適正なる運用の点につきましては、なお若干の改善の余地があるのではないかと考えるのであります。すなわち、主要食糧の配給統制を行つて参

りますためには、行政廳におきまして、配給対象となるべき消費者人口、つまり一般消費者、労働者、転落農家の数等を正確に把握いたし、これに基いて適正な配給計画を策定しさらにこれによつて配給を行つて参ることが必要なのであります。政府といたしまして、從來より一般消費者、労働者等の人口調査、転落農家に関する実地調査、食糧管理台帳の整備等を行うとともに、必要な配給通帳の点検、切りかえ等を実施して、これ等の措置によつて配給の適正化に努力して参つたのであります。しかしながら一方において罹災証明書の濫発、転落農家の実地把握の困難、就業労働者数の不正申告等が行われ、貴重なる主要食糧がなほ相当量いたずらに消費され、ひいては政府の配給計画に支障を來してゐたという事実もまた否定できぬものがあるのであります。このような状態を放置しておきますならば、その結果は食糧の輸入に悪影響を及ぼすことはいふまでもないことであります。特に九原則の実施により、經濟の自主安定化を強く要請されておるわが國においては、國內産主要食糧の最大限の活用をはかつて、無用の輸入を避けることが絶対に必要なのであります。

今般連合軍總司令部より、三月二日付をもちまして「主要食糧の配給制度の強化に関する件」なる覚書が日本政府に寄せられましたゆへにもまたこの指令は、實際の配給が毎月の都道府縣に対する配給割当を超過することなからしめるため、あらゆる必要な方策を講ずべしとし、その例示的内容とし

て、消費者人口並びに消費者中、主要食糧を耕作しているものの耕作面積に關する正確なる資料の蒐集、不実在人口の撲滅、消費者として許容さるべき主要食糧付面積の最高限の設定、右のため必要な消費者の再区分及び完全保有農家に対する不必要な配給の撲滅をあげておるのであります。しかしてこれらの例示的な六つの内容につきましては、政府としてできる限りの必要な措置を考案実施する用意をいたしておるのであります。これらの措置の効果を確認いたしますためには、ぜひとも主要食糧の配給統制の基本法規たる食糧管理法の一部を改正する必要があるものであります。すなわち從來同法において欠いてゐた主要食糧配給割当手續をこの際明確に定めますとともに、主要食糧の購入通帳ないし購入切符の交付は、この配給計画にのつとつて行わなければならないものと設けまして、主要食糧の配給計画の設定と、配給の実施との一体化をはかることとし、この明文上の根拠に基きまして、強力なる措置を講じたいと考えるのであります。主要食糧の配給統制の厳正かつ効率的な運営は、これらすべての措置の総合によつて初めて達成し得るのであります。

改正の第二点は、食糧管理法第九條の規定を民主化しようとするものであります。食糧管理法は昭和十七年二月制定されたものでありますが、主要食糧の配給統制が厳正かつ精密にわたつて行なわれなければならないばかりでなく、不測の事態に對應して臨機に処置をとる必要があるため、從來より主としてこの第九條におきまして、かなり廣範の委任命令がなし得るような規定を設けてゐるのであります。すなわ

ち同條は、政府は特に必要があると認めるときは、政令の定めるところによつて主要食糧の配給、加工、製造、譲渡その他の処分、使用、消費、保管及び移動に關して必要な命令をなし得ることを定めてゐるのであります。これに基きまして現在移動制限、譲渡制限、主要食糧購入通帳制等の各般の措置がなされてゐるのであります。しかしながら主要食糧の配給統制というところは、これによつて影響を受ける範圍も廣く、また國民全般の最大の関心事といつてさしつかえないでありましよう。また新憲法のもとにおいては、統制を行ふにあたつても、でき得る限り民主的に運用いたすことが望ましいものと思われまゝ。それゆへ先ほど申し述べました統制の機動的運用の必要性をも勘案し、政府といたしましては第九條に基いて委任命令を發した場合に、その命令の規定について、直接の利害關係を有するものから、經濟安定本部總裁に不服の申立をなし得る道を開き、この場合經濟安定本部總裁は、公聽會を開催して、廣く識者の意見を求めた上で何分の決定をし、その結果を關係者に通知するものとし、その民主化をはかりたいと考えるのであります。

改正法案の第三点は、食糧配給公團の基本金の増額の問題であります。この件につきましては、前國會におきましても、当該の八千万円に對し五千万円の増額をいたすことを御承認を願つた次第であります。この會計一億三千万円の基本金は、公團として必要な額と申すより、むしろ國家財政上の都合からやむをえず決定せられたものであります。すなわち食糧配給公團は、

他の諸公團と同じく、その什器、備品すべて基本金をもつて取得すべきものと定められてゐるのであります。全國にわたる末端配給までを行ひます同公團が、能率を高揚し、消費者に対するサービスを十分に行つて参るためには、この少額の基本金をもつてしては、必ずしも十分とは申し得ないのであります。たとえば配給のための小運搬器具、計量器、金庫等消費者に對し適正な配給をするため、または公金保管のために必要なものの購入は、現在ともすれば不足勝ちでその事業運営に支障を來してゐる状態にあるのであります。それゆへ政府といたしましては、さらに財政の許す範圍でその基本金を五千万円増額し、緊急に必要なものの購入に充當せしめたいと考えてゐる次第であります。

なお、以上の主な三点のほか、今回統制の對象となる種類の加工品の範圍を明確化したこと、及び地方自治法との関連において、政府の都道府縣知事に対する委任規定を法律中に設けたこととの二点について改正を行いたいと考えております。

以上食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を、ごく簡単に申し述べた次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決をたまわりますよう、切に希望いたします次第でございます。

○井上(良)委員 ただいま提案理由の説明がございましたが、この法案はきわめて重大な改正でございます。微に入り細にわたつて審査をせなければ、消費國民に及ぼす影響は大きいのであります。そこでこれを審査するに要し、政府から資料を要求したいと思

います。それは各府縣別の一般消費人口、年齢別配給量、勞務加配の行われております要人口、それから配給量、それから、農家の保有がどのくらいで、それから転落した補充量をどのくらい計画しなければならぬか。その他加配を出しておりますところの、たとえば人夫でありますとか、病人用でありますとか、あるいは引揚者用でありますとか、そういう方面のこまかい資料を出してもらいたい。それから三月二日G・H・Qから配給統制強化に関する指令が政府に來ておりますが、この内容を発行してもらいたい。それから外食券の内容はどうなつておるか。今後どうなるか。それからその次に第九條の規定によります政令の内容、どういう政令を出そうとするのか。それから配給公團が実施しております持込み配給、店頭渡し比率、これを明確にしてもらいたいと思ひます。以上の資料を月曜日まで要求いたします。

○小笠原委員長 月曜日まで今の御要求に應ずることができまか。

○安孫子政府委員 できるだけ月曜日まで整理したいと思ひますが、あるいは間に合わないものが一、二件ありはしないかと思ひます。

○井上(良)委員 注意申し上げておきたいと思ひますが、政府は、多分三月二日のG・H・Qの指令によつておると思ひますが、四月から全國各府縣に対して、配給統制計画をおろしておりますが、これは何ですか、この法律が通るといふ前提に立つてやつておるのですか。法律的な根拠は何によつてやつておるのでありますか。

○安孫子政府委員 ただいまやつてお

りますことは、從來とかわつておりません。

○井上(良)委員 私の特に必要といいたします資料は、各府縣の今申しましたようなものはぜひ必要といいたします。この資料は食糧にあるのですから、これを出してもらいたい。これを出してもらわなければ、この審査はできないのです。ぜひひとつお願いいたします。

各府縣の年齢別配給量、農家の、特に保有量、それからこれから転落した場合の補充量、こういうものを出してもらわなければ審査できないのです。

○小笠原委員長 他の方に資料の要求はありませんか。——それでは何分きよう中に資料についてお氣付きの点があれば、委員部の方に届け出ていただければ、政府の方へ連絡いたします。

これにて本案に対する提案理由の説明は終ります。引續き本案に対する質疑でありますが、都合により質疑は次会に譲ることにいたしまして、本日はこの程度にとどめます。

次会は明後十六日午前十時より開会することにいたし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

昭和二十四年六月七日印刷

昭和二十四年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局